

平成31年（行ウ）第5号 被疑者松井一實には被選挙権が無いことの決定請求事件

原告 前島 修

被告 広島市選挙管理委員会

## 準 備 書 面

令和元年5月13日

広島地方裁判所民事第2部合2イ係 御中

広島市選挙管理委員会

指定代理人 橋場 聡子



同 国府田 澄江



同 久保 正義



第1 平成31年4月22日付訴状訂正申立書兼補充書記載の請求の趣旨（平成31年4月22日の本訴訟口頭弁論期日において裁判所からの釈明に応じて陳述した趣旨も含む。以下、「請求の趣旨」という。）に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも却下する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 被告の主張

- 1 請求の趣旨第1項は、行政事件訴訟法の義務付けの訴えとしているが、被告の平成31年4月10日付答弁書の被告の主張第1項において述べたとおり、原告は同法第37条の2第3項に定める「法律上の利益を有する者」に該当しないから、原告の訴えは不適法である。また、平成31年4月7日執行の広島市長選挙は既に執行されているため、訴えの利益はなく不適法である。
- 2 請求の趣旨第2項は、裁判所に対し判決をもって趣旨記載の内容を命ずるよう求めているが、本件訴訟において裁判所にはそのような判決をする権限がないか

ら、不適法である。

- 3 請求の趣旨第3項及び第4項は、裁判所に対し被告の懲戒を求めるものであるが、裁判所には懲戒する権限はないから、これらの訴えは不適法である。
- 4 請求の趣旨第5項及び第7項は、裁判所に対し被告の委員長について各項記載の刑罰を科することを求めているが、本件訴訟は行政事件訴訟であるから受訴裁判所にそのような裁判をする権限はないため、不適法である。
- 5 請求の趣旨第6項は、裁判所に対し被告の委員長が第三者委員会の委員長を務めてはならないことを求めているが、裁判所がそのようなことを命じる裁判をする権限がないから、訴えは不適法である。
- 6 請求の趣旨第8項は、裁判所に対し被告の委員長の免職の懲戒処分を求めているものであるが、裁判所はそのような懲戒をする権限を有しないから、訴えは不適法である。

よって、原告の請求をいずれも却下する旨の判決を求める。